

地方税の収納の効率化・電子化に向けた取組



令和3年2月16日
総務省自治税務局

地方税務手続の効率化・電子化について

- ICTの進展等を踏まえ、eLTAX等を活用した全国統一的な申告・納税のオンライン化や収納手段の多様化などの効率化・電子化に取り組んできた。
- 引き続き、納税側・課税側双方のニーズを踏まえ、地方税務手続のデジタル化を推進。

申告・納税のオンライン化

- eLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)により、全地方団体に対し電子申告等が可能
 - － 例:法人道府県民税等の電子申告率:73.7%、個人住民税(給与支払報告書)47.1%(令和元年度)
- 地方税共通納税システムの稼働により、主として法人向けの税目について、令和元年10月から全地方団体に対し電子納税が可能。
 - － 令和元年10月から令和2年9月までの納税額:8,398億円
 - － 令和3年10月から個人住民税利子割等を、令和5年度課税分から固定資産税、自動車税種別割等の賦課税目を対象税目に追加予定

収納手段の多様化

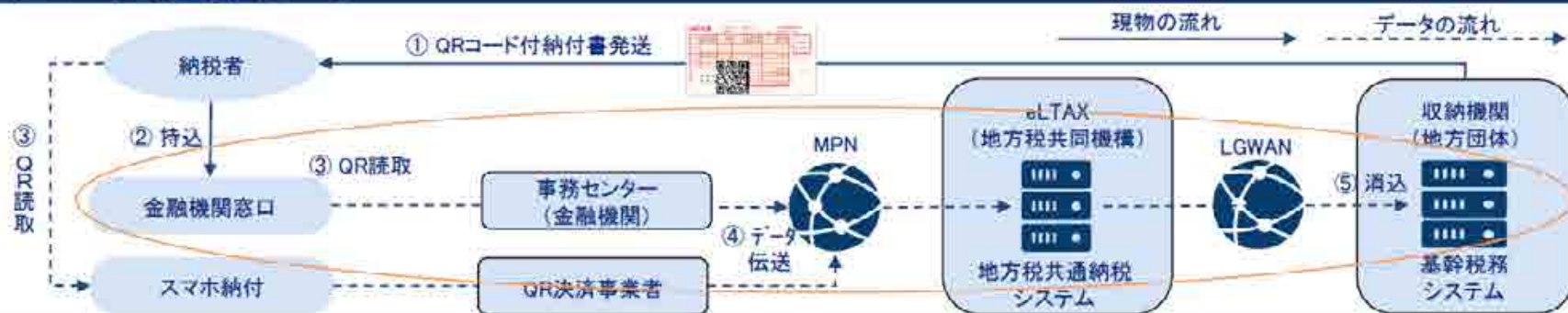
- 各地方団体の対応により、口座振替、コンビニ納税やクレジットカード納付など、個人向け税目の収納手段が多様化
 - － コンビニ納税の人口カバー率:都道府県 100%、市区町村 96.3% (令和2年度)
 - － クレジットカード納付の人口カバー率:都道府県 98.5%、市区町村 44.3% (令和2年度)
 - － スマートフォン決済アプリ納税の人口カバー率:都道府県 75.4%、市区町村 56.7% (令和2年度)

地方税の納付にQRコードを活用する案について

- 地方税の納付にQRコードを活用する案について、第2回WGにおける全国銀行協会からの提案も踏まえて具体的な検討を進め、令和3年度中に結論を得る。
- 金融機関における事務負担の軽減のみならず、納税者の利便性向上及び地方団体の業務改善に資するものとする必要がある。このような観点から、次の事項等について、関係者の理解を得ながら検討を進めることとしたい。
 - ① 地方団体や金融機関におけるQRコードへの対応
 - ② 金融機関窓口以外におけるQRコード活用方策
 - ③ 申告税目や個人住民税給与特別徴収の取扱い

<第2回 投資等ワーキング・グループ 全国銀行協会提出資料P.15>

QRコードの活用イメージ



地方団体や金融機関におけるQRコードへの対応

- 地方団体からシステム改修等のコスト面も含めた理解を得て、QRコードが活用されることが必要。また、金融機関においてQRコードに対応いただくことも必要。
- 地方団体における対応については、地方税納付用のQRコードに係る全国统一規格について検討したうえで、地方税共通納税システムの対象税目の拡大(令和5年度)や、「地方公共団体情報システムの標準化」の動きを踏まえて対応策を検討。

<第2回 投資等ワーキング・グループ 全国銀行協会提出資料P.16(一部加工)>

納税者(利用者)のメリット

- すべての銀行・支店で、あらゆる納付書の受付が可能(現在は指定金・収代契約のある金融機関でのみ受付可能)
- スマホアプリ・ATM・IB等が対応し、これまで窓口でしか納付できなかった納付書(ペイジー契約・バーコード未対応)でも、非対面で納付が可能
- QRコードからバーコードへの変換が可能であれば、既存のコンビニでの収納も可能に
- 利用者としての企業において私製納付書にQRコードを活用することで、納付済通知書のデータ化も可能に

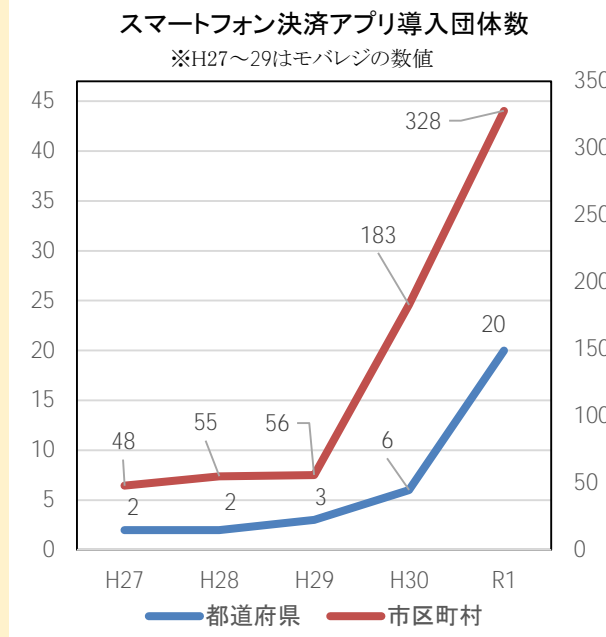
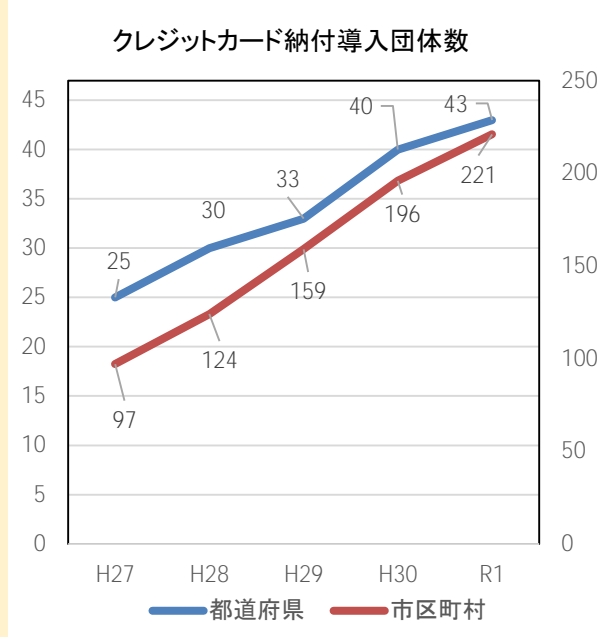
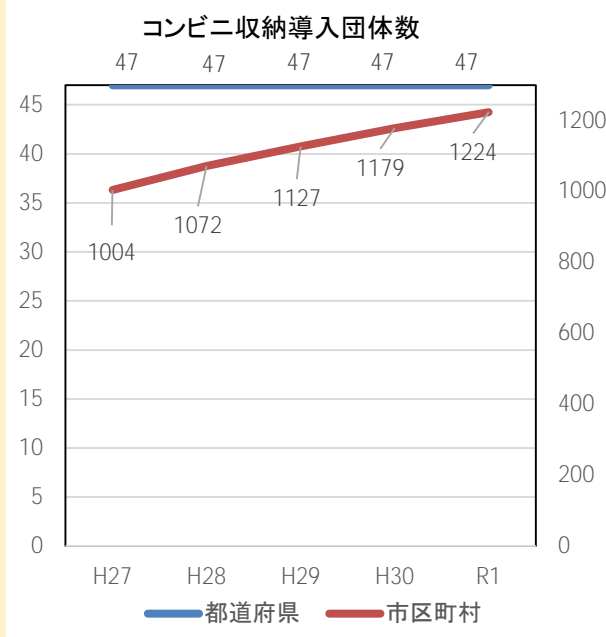
地方公共団体のメリット

- すべての地公体において、金融機関からの紙の受渡し・管理・データ化の対応が不要(外部委託も不要)
- 収納までの期間短縮が可能

金融機関窓口以外におけるQRコード活用方策

- 地方税の納付手段については、従来から行われてきた口座振替に加えて、コンビニ納付、クレジットカード納付、スマホ納付などの多様化が進展。
- 納税者の利便性を更に向上させるため、金融機関窓口以外の納付手段におけるQRコードの活用方策について検討。
- 具体的には、コンビニ納付、スマホ納付、地方税共通納税システム等におけるQRコードの活用の可否等について要調整(特に、多数の納付実績があるコンビニ納付については、現状バーコードによる処理のみが可能。また、スマホ納付も、バーコードを読み取ることで処理されている。)

収納手段別の導入団体数の推移(各年7月1日時点) ※総務省調べ



※人口カバー率: 都道府県 100%、
市区町村 95% (令和元年度)

※人口カバー率: 都道府県 97.3%、
市区町村 35.0% (令和元年度)

※人口カバー率: 都道府県 46.4%、
市区町村 33.2% (令和元年度)

個人住民税特別徴収・申告税目の取扱い

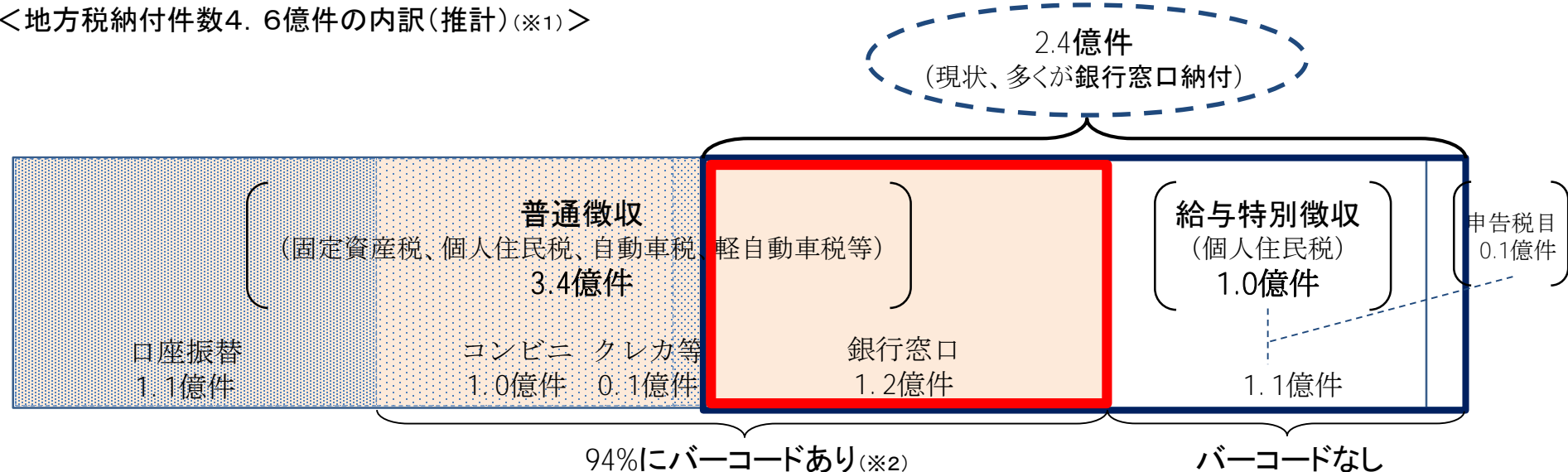
- 地方団体が税額を決定する賦課税目のうち普通徴収分(3.4億件)については、口座振替分(1.1億件)を除き、既に大半の納付書にバーコードが印刷されている一方で、個人住民税特別徴収や申告税目については、バーコードが印刷されていない。

個人住民税特別徴収： 職員異動等により税額変更が多く発生することから、バーコード印刷に適さない。

申告税目： 納税者からの申告に基づき税額が決まるため、納付書に予めバーコードを印刷することができない。

- 銀行窓口納付2.4億件のうち1.1億件については、バーコードの印刷が困難な事情があり、金額情報を格納したQRコードを付すことも困難と考えられる。
- 個人住民税特別徴収や申告税目(1.1億件)については、令和元年10月からeTAX(地方税共通納税システム)による電子納付が可能であり、できるだけ早期にその多くが電子で納付されるよう、利用拡大を図ることが重要。

<地方税納付件数4.6億件の内訳(推計)(※1)>



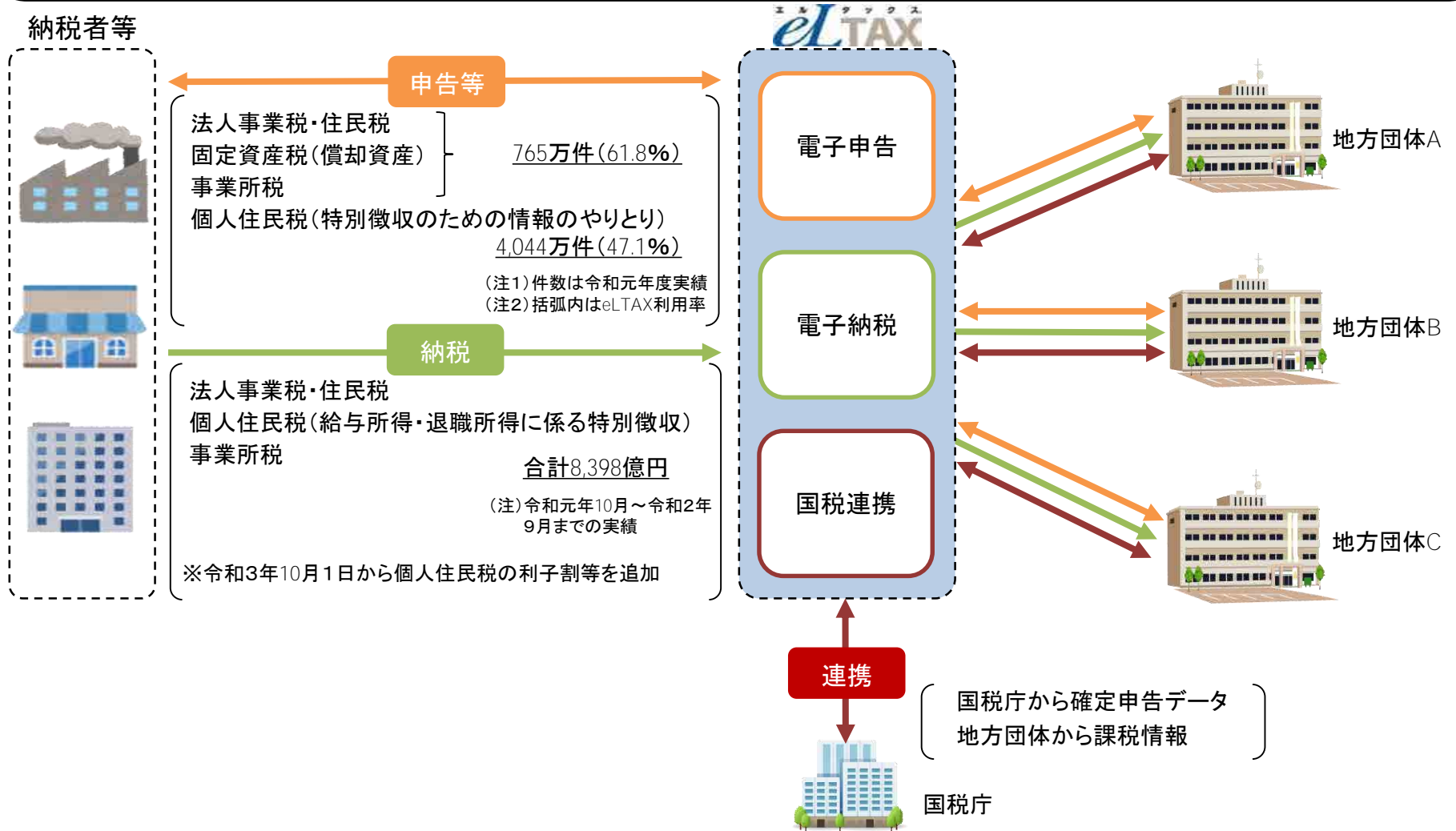
※1 納付件数は、総務省から地方団体への調査による。納付件数に地方消費税、国民健康保険税等は含まれていない。

※2 団体別・税目別コンビニ収納導入状況から総務省において推計。ただし、税額が30万円を超えるものにはバーコードなし。

參考資料

eLTAXの概要

- eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続を電子的に行うシステム。
- 令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が可能。
- 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の情報連携に活用。



第一 令和3年度税制改正の基本的考え方

2. デジタル社会の実現

(2) 納税環境のデジタル化

③ 地方税務手続のデジタル化の推進

感染症の拡大を踏まえ、従来に増して迅速に地方税務手続のデジタル化を進めていく必要があることから、地方税共通納税システムの対象税目に固定資産税、自動車税種別割等を追加し、これらの納付を電子的に行うことができるよう、所要の措置を講ずる。また、給与所得に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者に対して電子的に送付する仕組みを導入する。

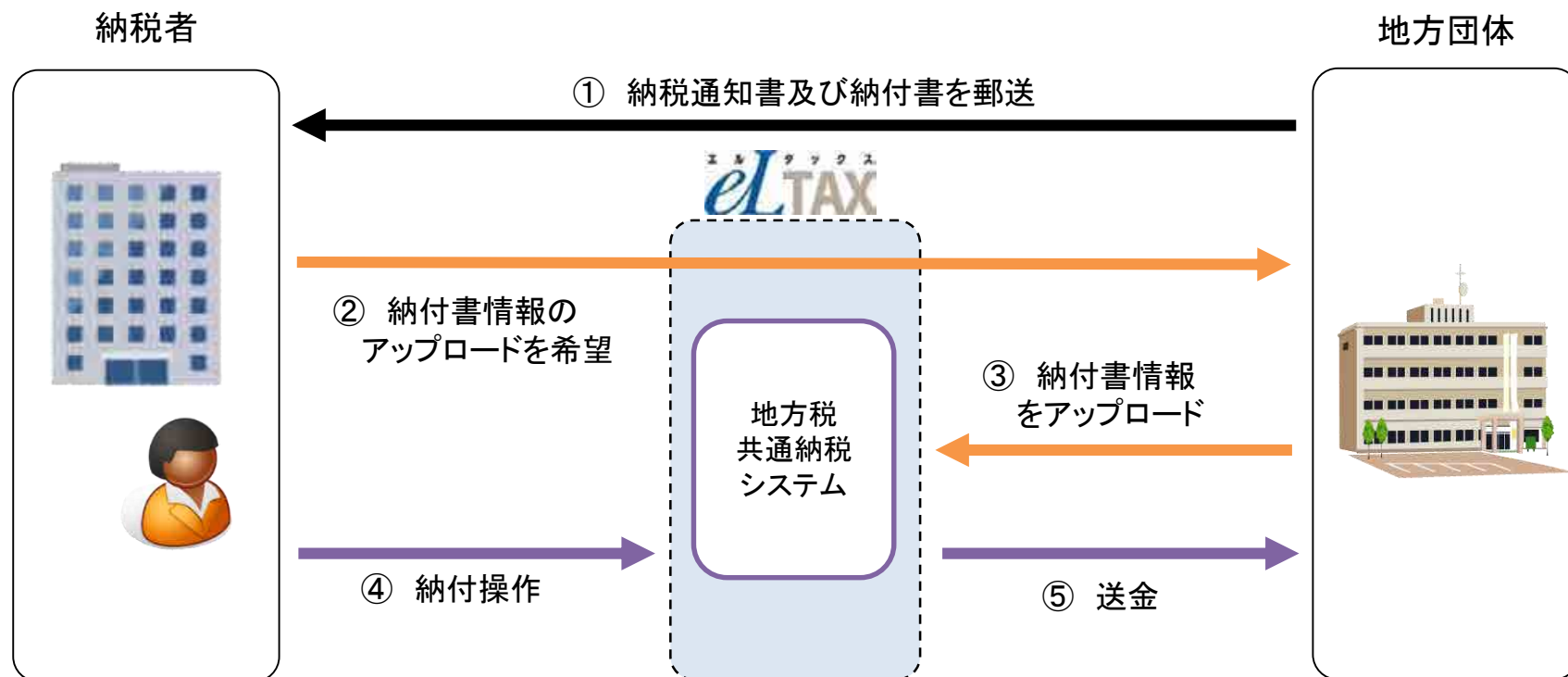
これらの取組みを着実に実施した上で、引き続き、納税側・課税側双方のニーズを踏まえ、地方税務手続のデジタル化を推進する。

地方税共通納税システムの対象税目の拡大(案)

- 地方税共通納税システムの対象税目について、賦課税目である固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加するための所要の措置を講ずる。

※ 令和5年度以後の課税分について適用。

<対象税目を賦課税目に拡大した場合のイメージ>



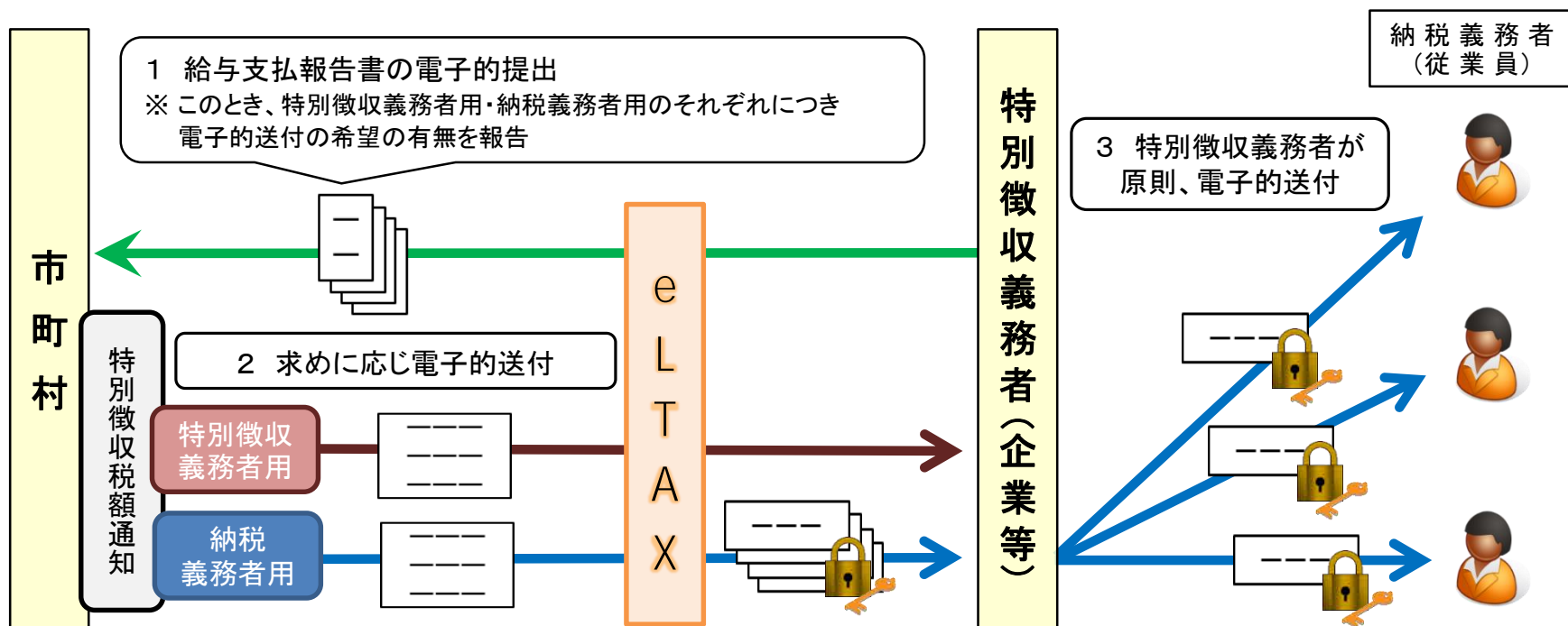
個人住民税の特別徴収税額通知の電子化(案)

- 特別徴収税額通知(納税義務者用)について、個々の納税義務者に電子的に送付できる体制を有する特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、当該通知をeLTAXを経由して、当該特別徴収義務者に電子的に送付するものとする。この場合において、当該特別徴収義務者は、納税義務者に、当該通知を原則として電子的に送付するものとする。
- 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)についても、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、当該通知をeLTAXを経由して、当該特別徴収義務者に電子的に送付するものとする。

(現在、選択的サービスとして行われている「電子データの副本送付」(電子署名のないデータの送付)については、終了することとする。)

※ 令和6年度以後の年度分の個人住民税について適用。

<電子化のイメージ>

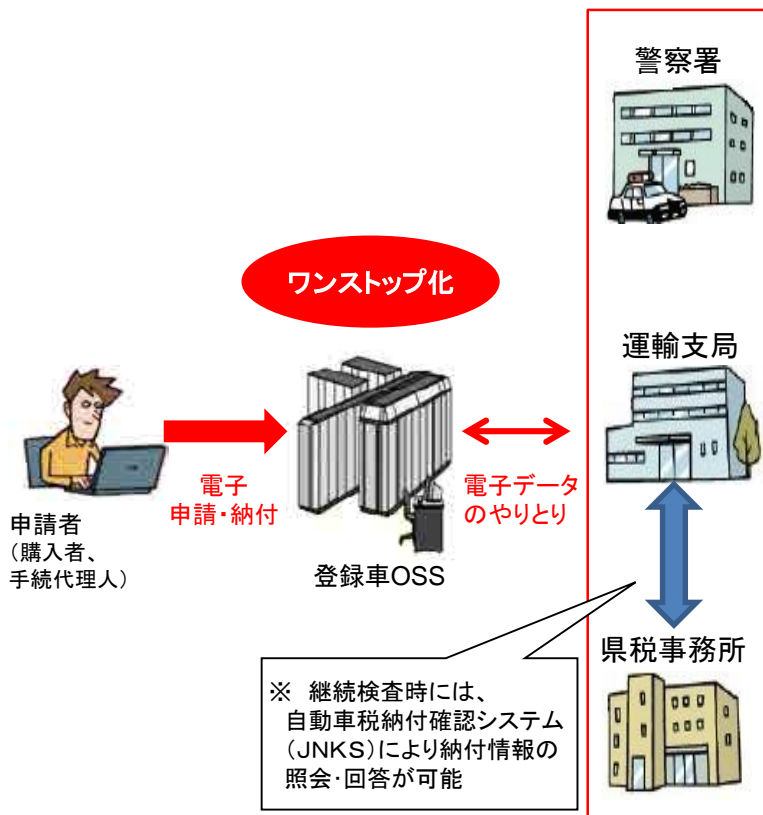


軽自動車税関係手続のオンライン化(案)

○ 軽自動車税関係手続について、国の関連システムの更改時期(※)にオンライン化を実現できるよう、所要の措置を講ずる。

※ 自動車登録検査業務電子情報処理システム等の更改時期:令和5年1月予定

登録車に係る各種行政手続



軽自動車に係る各種行政手続

○継続検査に係る手続(R元.5月～)



○新車新規検査等に係る手続

